

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町交流広場条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第91号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第8条 交流広場の利用を希望する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可にかかる事項を変更しようとするときも、同様とする。			
2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、交流広場の管理上必要な条件を付することができる。			
【基準】			
根拠条文、第9条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(利用の制限)			
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流広場の利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者			
(2) その他不相当と認められる者			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日